

土岐市恵風荘の設置及び管理に関する条例(平成17年土岐市条例第39号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第15条第2項及び第3項の規定に基づく施設として、土岐市恵風荘(以下「恵風荘」という。)を設置する。

(位置)

第2条 恵風荘の位置は、土岐市駄知町1263番地の38とする。

(施設)

第3条 恵風荘に次の施設を置く。

- (1) 養護老人ホーム
- (2) 老人短期入所施設
- (3) 恵風荘老人デイサービスセンター(以下「デイサービスセンター」という。)

(定員)

第4条 恵風荘の入所者の定員は、次のとおりとする。

- (1) 養護老人ホーム 50人
- (2) 老人短期入所施設 10人

(事業)

第5条 恵風荘における事業は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるところによる。

- (1) 養護老人ホーム 次に掲げる事業
 - ア 法第11条第1項第1号の規定による措置に係る入所者を養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うこと。
 - イ ㄱに掲げるもののほか、市長が特に入所の必要を認めた者の養護に関すること。
- (2) 老人短期入所施設 次に掲げる事業
 - ア 法第10条の4第1項第3号の規定による措置に係る入所者の養護に関すること。
 - イ ㄱに掲げるもののほか、市長が特に入所の必要を認めた者の養護に関すること。
- (3) デイサービスセンター 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第7項に規定する通所介護及び同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業の実施に関すること。

(指定管理者による管理)

第6条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に恵風荘の管理を行わせる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 恵風荘の維持管理に関する業務
- (2) 第5条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則並びに土岐市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年土岐市条例第1号)の定めるところに従い、適正に恵風荘の管理を行わなければならない。

(開館時間)

第9条 デイサービスセンターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

(休館日)

第10条 デイサービスセンターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て休館日を変更することができる。

(利用できる者の範囲)

第11条 恵風荘を利用できる者の範囲は、次に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 養護老人ホーム 法第11条第1項第1号の措置に係る者その他市長が特に入所の必要を認めた者
- (2) 老人短期入所施設 法第10条の4第1項第3号の措置に係る者その他市長が特に入所の必要を認めた者
- (3) デイサービスセンター 介護保険法第19条第1項の規定により要介護認定を受けた者又は同条第2項の規定により要支援認定を受けた者のうち、あらかじめ指定管理者と利用契約を締結したもの

(利用料金)

第12条 デイサービスセンターを利用する者(以下「利用者」という。)は、利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、次に掲げる額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

- (1) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)により算定した額のうち利用者が負担すべき額

(2) 前号に掲げるもののほか、利用に要する費用のうち利用者が負担すべき費用の額

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用の制限)

第13条 指定管理者は、恵風荘の利用について、管理上特に支障があると認めるときは、その利用を拒むことができる。

(費用の徴収)

第14条 市長は、養護老人ホーム及び老人短期入所施設において養護を受けた者(市長が特に入所の必要を認めた者に限る。)から、当該養護に係る費用の額を徴収することができる。

(損害賠償義務)

第15条 故意又は過失により恵風荘の建物又は付属設備等を滅失し、又は損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(土岐市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)

2 土岐市職員特殊勤務手当支給条例(昭和31年土岐市条例第27号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略